

たのしい手話講座



受講生募集



手話奉仕員とは

手話は、耳の不自由な方が日常使っている「ことば」です。「ことば」はコミュニケーションのひとつの手段です。手話奉仕員は、耳の不自由な方々が、地域で活動し、社会づくりに参加できるように、様々なお手伝いをします。

受講料無料

対象

稚内市民であればどなたでも
(過去に受講経験のある方の再受講も可)

さまざまなシーンで活躍！

医療・福祉・介護の分野はもちろんのこと、テレビや会議での通訳、そして、コミュニケーションを主とするサービス業において、手話は欠かせません。サービス業のプロを目指すためにも、手話を学んでみてはいかがでしょうか？



日 時: 令和2年10月1日から令和2年12月17日までの毎週木曜日
午後1時30分～午後3時30分(全10回程度)

場 所: 稚内市立図書館(稚内市大黒4丁目1-1)

申 込 先: 稚内市 生活福祉部 社会福祉課 障がい福祉グループ

電話番号: 0162-23-6453(直通)

F A X : 0162-23-4038

申込期限: 令和2年9月23日(水)



令和2年度 稚内市手話奉仕員養成講座【入門課程】日程（予定）

回数	月日		時間	内容		会場	
	曜日				詳細		
第1回	10月1日	(木)	13:30～14:00	開講式	開講式	稚内市立図書館	
				オリエンテーション	講座受講にあたる説明など		
第2回 ～ 第9回	10月8日～12月10日 の毎週木曜日	※期間中に数回の休講 を挟み、全10回程度の 日程を予定。	14:00～15:30	実技	<<予定内容>> 【実技】 ○伝え合ってみましょう ○自己紹介をしましょう ・名前を紹介しましょう ・家族を紹介しましょう ・数を使って話しましょう ・趣味について話しましょう ・仕事について話しましょう ・住所を紹介しましょう ○話してみよう ・一日のことを話しましょう ・一月のことを話しましょう ・一年のことを話しましょう ・パーティーのことを話しましょう ・旅行のことを話しましょう ・病院のことを話しましょう ・学校のことを話しましょう ・職場のことを話しましょう 【講義】 ○聴覚障害の基礎知識 ○障害者差別解消法について ○聴覚障害者の生活について ※上記の内容を基本に、実技と講義を織り交ぜながら、 必要な知識や技術を習得できるような内容とします。 ※今年度の講座は、新型コロナウイルス感染症の拡大 防止に配慮して実施しますのでご協力をお願いします。		実技 と 講義
			それぞれ 13:30～15:30				
第10回	12月17日	(木)	13:30～15:00	まとめ	まとめ学習・講座のふりかえり		
			15:00～15:30	閉講式	修了証書授与・閉講式		

受講を希望される方は、以下の申込用紙をご提出ください。

----- 切り取り線 -----

令和2年度 稚内市手話奉仕員養成講座【入門課程】 申込用紙

フリガナ		生年月日	年	月	日生
氏名					
住所	(〒 -)				
性別	男・女	電話番号			
上記のとおり申込みます。			令和 2 年 月 日		